

## 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置について

### 1 恵庭市の地域学校協働活動の現状について

恵庭市では、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域学校協働活動の推進に取り組んでいます。その一環として、令和6年度に「恵庭市地域学校協働活動推進員設置要綱」を策定し、恵庭小学校に対して先行して1名の地域学校協働活動推進員（通称：地域コーディネーター）を配置しました。地域コーディネーターは社会教育法第9条の7において、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行うものです。

### 2 地域コーディネーターの役割と委嘱について

#### (1) 主な役割

地域と学校をつなぐための連絡調整及び情報共有のほか、地域学校協働活動の企画・調整・運営など。

#### (2) 委嘱の流れ

学校長の推薦により、学校運営協議会を設置した学校ごとに1名を原則として教育委員会が委嘱。

### 3 令和6年度（恵庭小学校）での地域コーディネーターによる活動実績

- ・「恵小コミスク通信」の発行（連絡調整及び情報共有）
- ・恵庭通学合宿の企画・運営（地域学校協働活動の推進）
- ・キャリア教育の企画・実施、九九検定支援（授業支援） など



恵庭地区通学合宿



恵庭小キャリア教育



九九検定支援

### 4 今後の配置予定

令和7年度は7校に配置予定。今後も毎年夏頃に市内全校に対して地域コーディネーターの配置に関する意向調査を実施し、各校の意向に基づき配置を進めていきます。